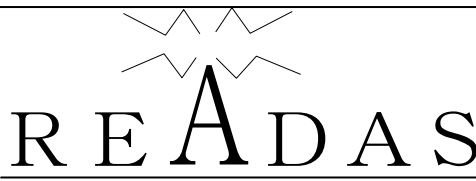


第 5847 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 11月 30日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人設立届出書の添付書類

**Q**：法人を設立したら設立届出書を提出しなければならないそうですが、どのようなになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

法人を設立した場合、その設立の日（設立登記の日）以後2月以内に「法人設立届出書」と添付書類を提出しなければなりません。

平成29年度の税制改正では、この添付書類について改正があり、税務署に提出する場合は、次の①の登記事項証明書の添付が不要となりました。

提出は、納税地の所轄税務署に持参又は送付、e-Taxで提出します。

提出部数は1部（資本金1億円以上の内国普通法人は2部）です。

- ①登記事項証明書
- ②設立時における貸借対照表
- ③定款、寄附行為、規則、規約等の写し
- ④株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者の名簿
- ⑤設立趣意書
- ⑥合併により法人を設立した場合は合併契約書等の写し
- ⑦分割により法人を設立した場合は分割計画書の写し

なお、税務署以外の都道府県税事務所及び市町村役場に提出する法人設立届出書については、添付書類の改正がされていないので、これまでどおり、登記事項証明書を添付しなければなりませんので注意してください。

